

日立市原子力災害広域避難計画 (概要版)

令和6年3月
日立市

第1章 総則

第1節	計画の目的	1
第2節	計画の位置付け	1
第3節	対象となる原子力施設	1

第2章 原子力災害対策の基本的な事項

第1節	原子力災害に対応するための防護措置	2
第2節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲（PAZとUPZ）	3
1.	原子力災害対策重点区域（PAZとUPZ）の防護措置について	3
2.	東海第二発電所における原子力災害対策重点区域	4
第3節	防護措置の実施基準	5
1.	緊急事態区分【放射性物質放出前】	5
2.	防護措置の実施を判断する基準（OIL）【放射性物質放出後】	6
3.	防護措置を判断するための緊急時モニタリング	7
第4節	事故発生から広域避難までの流れ	8

第3章 住民等の広域避難

第1節	住民避難における市の方針	9
1.	広域避難計画の策定方針	9
2.	防護措置の早期実施及び段階的避難	9
3.	要配慮者等対応	10
4.	広域避難に係る体制整備	10
第2節	地区別避難先等	11
第3節	広域避難のルール	12
第4節	PAZ及びUPZにおける避難方法	13
1.	PAZにおける避難方法	13
2.	UPZにおける避難方法	15
第5節	避難経路	18
1.	避難先市町村までの避難経路	18
2.	広域避難を円滑に進めるための取組	18
3.	被災した道路情報等の提供	18
第6節	地区別の一時集合場所及び避難中継所	19
1.	PAZ地区別の一時集合場所及び避難中継所	19
2.	UPZ地区別の一時集合場所及び避難中継所	19
第7節	安定ヨウ素剤の配布及び服用	20
第8節	避難退域時検査及び簡易除染	21
第9節	避難所の開設と運営等	22
1.	避難中継所及び避難所の開設と運営等	22
2.	避難所における要配慮者の支援	22
第10節	避難先現地本部及び行政機能の移転	23
1.	避難先現地本部	23
2.	行政機能の移転	23
第11節	複合災害への対応	24

第4章 情報の収集、提供及び伝達

第1節 国、県、市等の主な役割	25
第2節 情報の収集	25
1. 伝達すべき情報の収集	25
2. 通信手段の確保	25
第3節 住民への情報の提供及び伝達	25
1. 迅速かつ確実な情報伝達	25
2. 定期的で多様な情報提供	25
3. 原子力災害広報班の設置	26
第4節 住民広報に当たって留意する事項	27
1. 事故発生初期における注意喚起	27
2. 住民広報のタイミング	27
3. 住民広報すべき情報	27

第5章 今後の対応

第1節 計画の修正及び見直し	28
第2節 計画の周知・住民への啓発	28
第3節 原子力防災体制を強化するための訓練の実施	28

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、日本原子力発電株式会社東海第二発電所（以下「東海第二発電所」という。）における原子力災害対策特別措置法に定める重大事故等に起因する原子力災害¹の発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、日立市地域防災計画原子力災害対策計画編（以下「地域防災計画」という。）に基づき、市域を越える広域的な避難（以下「広域避難」という。）に必要となるルールや体制等を定めるものであり、あらかじめ住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置²を確実なものとし、16万人余の全ての住民等が、迅速かつ安全に広域避難等の防護措置が実施できる体制を構築することを目的とする。

第2節 計画の位置付け

本計画は、地域防災計画の一部として位置付け、本計画に定めのない事項については、地域防災計画によるものとする。

また、国が定める防災基本計画及び原子力災害対策指針（以下「指針」という。）並びに茨城県（以下「県」という。）が定める茨城県地域防災計画原子力災害対策計画編（以下「県地域防災計画」という。）及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画（以下「県計画」という。）と整合性を図り策定するものとする。

第3節 対象となる原子力施設

日本原子力発電株式会社東海第二発電所（茨城県那珂郡東海村白方1番の1）

※ 発電出力：約110万kW×1基

¹ 【原子力災害】原子力緊急事態（放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所以外へ放出された事態）により国民の生命、身体又は財産に生じる被害。

² 【防護措置】原子力発電所の事故により多量の放射性物質が放出した又はそのおそれがある場合に、被ばくや汚染をできるだけしないようにとる行動のこと。

第2章 原子力災害対策の基本的な事項

第1節 原子力災害に対応するための防護措置

市は、原子力発電所で発生した事故の状況や環境の放射線量を踏まえ、住民が放射線の被ばくを避けるために必要な対策である防護措置を国等からの指示により実施する。

種類		内容	効果等
避難及び 一時移転	避難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに（1日以内）離れること	放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減が図られる。
	一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（一週間程度）の内に当該地域から離れること	
屋内退避		自宅や公共施設内などの屋内に退避すること	呼吸等による放射性物質の体内への取り込みが抑制されるとともに、壁の遮へい効果や距離により屋外の放射性物質からの放射線の強さの低減が図られる。 屋内退避は、避難の指示が行われるまで被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転の実施が困難な場合に実施する。
安定ヨウ素剤の服用		安定ヨウ素剤をあらかじめ服用し、甲状腺に放射性ではないヨウ素を蓄積させること	原子力発電所から放出され、体内に取り込まれた放射性ヨウ素の甲状腺への集積を防ぎ、内部被ばくの防止が図られる。 主に屋外の活動を要する避難、一時移転又は屋内退避と併用する。
避難退域時検査 及び簡易除染		<p>[避難退域時検査]</p> 専用の放射線測定器によって住民の身体や物品等に付着した放射性物質の汚染程度を把握すること	<p>[避難退域時検査]</p> 放射線の測定結果と簡易除染の必要性を判断する設定値を比較し、簡易除染の要否を決定する。
		<p>[簡易除染]</p> 設定値超過の放射性物質が検出された場合に、設定値以下となるよう放射性物質を取り除くこと	<p>[簡易除染]</p> 除染により、放射性物質が皮膚や衣類等に付着することによる外部被ばくや、呼吸及び経口摂取による内部被ばくの低減、汚染の拡大防止が図られる。
飲食物の摂取制限		放射性物質により直接汚染される野外で生育された食品 [※] の放射性物質の濃度測定を行い、設定値を超過する濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避すること ※家庭菜園で作った野菜や該当地域の牧草を食べた牛の乳など	経口摂取による内部被ばくの低減を図る。

第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲（PAZとUPZ）

指針においては、「原子力災害が発生した際に、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、その影響が及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要である」とし、この区域を「原子力災害対策重点区域」と定めている。

この原子力災害対策重点区域においては、原子力発電所からの距離に応じて「PAZ（予防的防護措置を準備する区域：Precautionary Action Zone）」と「UPZ（緊急防護措置を準備する区域：Urgent Protective action Planning Zone）」を設定することとしており、それぞれに原子力災害に対する防護措置の実施方法が定められている。

1. 原子力災害対策重点区域（PAZとUPZ）の防護措置について

区域	範囲	内容
PAZ	原子力発電所から おおむね半径5km以内の区域	急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響 ³ を回避するため、放射性物質が環境へ放出される前の段階から、予防的に広域避難等の防護措置を準備及び実施する区域
UPZ	原子力発電所から おおむね半径5kmを超え30km 以内の区域	確率的影響 ⁴ を最小限に抑えるため、以下のとおり防護措置を実施する区域 [放射性物質放出前] 屋内退避を実施するとともに、放射性物質放出前の広域避難準備等を検討、実施する。 [放射性物質放出後] 屋内退避を継続するとともに、環境に放出された放射性物質の量を測定し、設定値を超過する放射線量が測定された地区は、広域避難や食物摂取制限などを実施する。

³ 【確定的影響】一定量以上の放射線を受けると必ず影響が現れる現象であり、脱毛や白内障など。

⁴ 【確率的影響】一定量の放射線を受けたとしても必ずしも影響が現れるわけではなく、放射線を受ける量が多くなるほど影響（ガンや白血病など）が現れる確率が高まる現象。

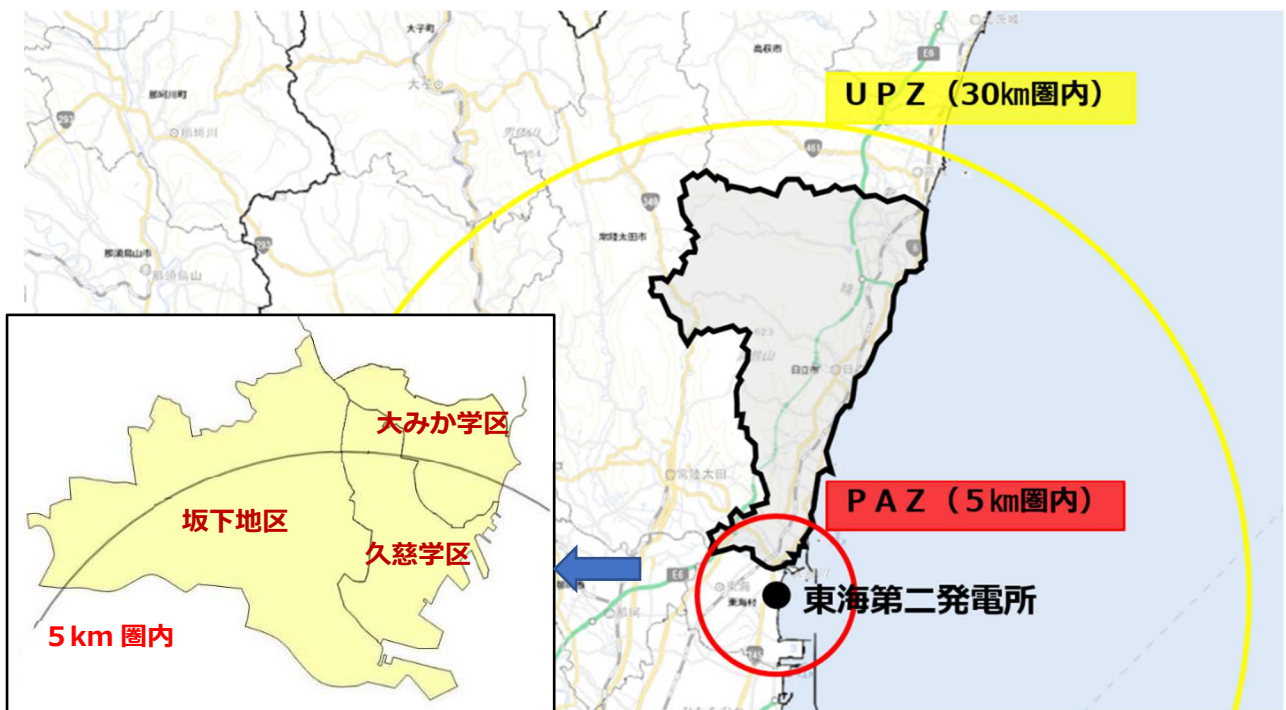
2. 東海第二発電所における原子力災害対策重点区域

本市においては、区域設定の境界をコミュニティ単会の単位で区分する。

東海第二発電所の原子力災害対策重点区域の範囲

区域	地区（学区）	人口
PAZ	坂下、久慈、大みか（3地区）	約 23,500 人
UPZ	水木、大沼、金沢、河原子、塙山、大久保、諏訪、油縄子、成沢、会瀬、助川、中小路、仲町、宮田、中里、滑川、田尻、日高、豊浦、十王（20地区）	約 144,500 人

東海第二発電所の原子力災害対策重点区域



第3節 防護措置の実施基準

指針では、原子力施設の状況に応じた3段階の「緊急事態区分」を設定し、各区分における原子力事業者、国、地方自治体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにしている。

あわせて、原子力施設がどの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを判断するための基準として、原子力施設における事故の状況等を具体的に列挙した「緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）」を設定している。

また、放射性物質の放出後においては、適切な防護措置を迅速に実行できるよう、防護措置の実施を判断する基準を「運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）」として、観測可能な指標である空間放射線量率や放射性物質の濃度等の値を設定しているところである。

1. 緊急事態区分 【放射性物質放出前】

事故状況	緊急事態区分	事態の概要	例) 判断基準 (EAL) [主な防護措置]
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事故の発生</div>	警戒事態	住民への放射線による影響やそのおそれ が緊急のものではないが、原子力発電所 において異常事象の発生又はそのおそれ があるため、情報収集や避難行動要支援者 ⁵ における防護措置の準備に着手する段階	例) 東海村で震度6弱の 地震 等 [児童等の保護者引渡し] [通勤者の早期帰宅]
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事故の拡大</div>	施設敷地 緊急事態	放射線による影響をもたらす可能性の ある事故等が生じたため、緊急時に備えた 予防的な防護措置の準備を開始する段階	例) 原子炉冷却材が 漏えいし、直ちに注水 ができない 等 [避難・屋内退避の準備]
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">重大事故 に進展</div>	全面緊急事態	放射線による影響をもたらす重大事故 発生の可能性が高い事象が生じたため、 迅速な防護措置を実施する段階	例) 原子炉を停止する 全ての機能が喪失 等 [避難・屋内退避の開始]

⁵ 【避難行動要支援者】高齢者、障害者、妊婦及び乳幼児等の要配慮者のうち、災害が発生したときに自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする者。

2. 防護措置の実施を判断する基準（OIL）【放射性物質放出後】

原子力発電所の放射性物質を閉じ込める機能が喪失し、放射性物質が環境に放出された段階で用いられる判断基準である。

放射性物質の放出後は、その拡散により、比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国及び県は放射線量を測定する緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である「運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）」に照らして、地区ごとに必要な防護措置の判断を行い実施する。

OILと防護措置について

区分	基準の種類	設定値	基準の概要	防護措置の概要
避難等に関する基準	OIL1	500 μ Sv/h ※ ⁶	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準	数時間内を目途に防護措置を実施する区域を特定し、避難（1日以内）等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	OIL2	20 μ Sv/h	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	設定値を超えて1日内を目途に防護措置を実施する区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施
飲食物の摂取制限に関する基準	飲食物に係るスクリーニング基準	0.5 μ Sv/h	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	OIL6	飲食物に含まれる放射性核種*の値を測定する。 [設定値：別表] ※放射性ヨウ素、放射性セシウム等	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、設定値を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
除染に関する基準	OIL4	β 線 40,000cpm ※ ⁷	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、設定値を超える際は迅速に簡易除染等を実施

[OIL6 別表]

核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、魚等
放射性ヨウ素	300 Bq/kg ※ ⁸	2,000 Bq/kg
放射性セシウム	200 Bq/kg	500 Bq/kg
プルトニウム等	1 Bq/kg	10 Bq/kg
ウラン	20 Bq/kg	100 Bq/kg

⁶ 【Sv（シーベルト）】放射線を受けた時の身体への影響の度合いを表す。なお、 μ （マイクロ）は百万分の一の単位

⁷ 【cpm（シーピーエム）】測定器で1分間に計測された放射線の数を表す。

⁸ 【Bq（ベクレル）】放射能の強さを表す単位で、放射性物質から1秒間に放射線が何回出るかを表す。

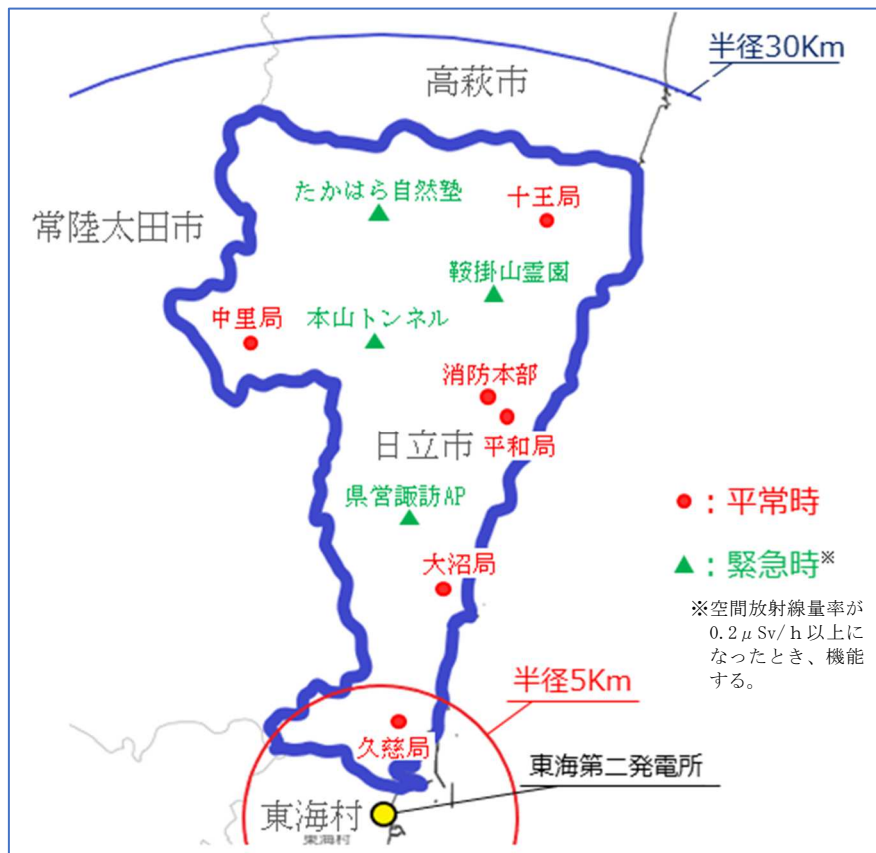
3. 防護措置を判断するための緊急時モニタリング

市内では、平常時から6か所のモニタリングポストにより空間放射線量率を常時監視しており、緊急時にはこれに加え、4か所のモニタリングポストが追加され監視することとなっている。

施設敷地緊急事態の段階で、国及び県は、原子力事業者等と協力し、緊急時モニタリング（モニタリングポストに加え、必要に応じてモニタリングカー又はサーベイメータ等を使用）により、空間放射線量率の測定を行い、その結果をオフサイトセンター等と情報共有し、避難等の防護措置の実施を判断する。

市は、これらの市内の空間放射線量率の測定値を収集し、市民に対し情報発信する。

市内のモニタリングポスト固定局位置図



モニタリングポストの設置位置及び対象地区

モニタリングポスト	▲ 緊急時	地区 (※重複あり)
たかはら自然塾(県道60号)	(十王町高原 3772 地先) ▲	十王
十王局	(十王町友部 202-1)	十王、豊浦
中里局	(東河内町 1947-4)	中里
本山トンネル	(宮田町 3585) ▲	仲町
鞍掛山霊園	(滑川町 3163-9) ▲	日高、田尻、滑川
消防本部	(神峰町 2-4-1)	宮田、中小路、助川、会瀬
平和局	(平和町 2-4-1)	宮田、中小路、助川、会瀬
県営諏訪AP	(諏訪町 962-1) ▲	成沢、諏訪、油繩子、大久保
大沼局	(東大沼町 2-1-8)	河原子、大沼、塙山、金沢、水木
久慈局	(久慈町 6-20-2)	水木

第4節 事故発生から広域避難までの流れ

市は、東海第二発電所で事故が発生した段階から、国、県、日本原子力発電株式会社と情報の共有を行い、事故の進展や原子力災害の状況を把握し、緊急事態区分に応じた的確な情報提供及び要請、指示を行う。

緊急事態区分等に応じた住民への情報提供及び防護措置に関する指示等

緊急事態区分	P A Z	U P Z
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">事故の発生</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">警戒事態</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○住民への注意喚起 ○<u>学校等における児童等の保護者引渡し、屋内退避開始</u> ○<u>通勤者、観光客等一時滞在者の早期帰宅開始</u> ○避難行動要支援者の避難準備 ○社会福祉施設・病院の避難準備 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">事故の拡大</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">施設敷地緊急事態</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の避難準備 ○<u>避難行動要支援者の避難開始</u> (一時集合場所、放射線防護施設の開設) 安定ヨウ素剤の配布 ○<u>社会福祉施設・病院の避難開始</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校等における児童等の保護者引渡し、屋内退避の継続 ○住民の屋内退避準備
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">重大事故に進展</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">全面緊急事態</div>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>住民の避難開始</u> 安定ヨウ素剤の服用・緊急配布 ○<u>児童等の学校単位の避難開始</u> 安定ヨウ素剤の服用・緊急配布 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>住民の屋内退避開始、避難準備</u> 安定ヨウ素剤の緊急配布 ○学校等における児童等の保護者引渡し中止、屋内退避の継続
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">原子力災害の発生</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">(放射性物質の放出)</div>		<ul style="list-style-type: none"> ○<u>住民の避難開始 (一日以内)</u> ($500 \mu\text{Sv/h}$ を超えた地区) (一時集合場所の開設) ○<u>住民の一時移転開始 (一週間以内)</u> ($20 \mu\text{Sv/h}$ を超えた地区) (一時集合場所の開設) ○住民の飲食物摂取制限 (基準を超過した飲食物) ○住民の避難退域時検査の実施 (避難経路上)

・アンダーラインは、避難、一時移転、屋内退避に関する指示等

第3章 住民等の広域避難

第1節 住民避難における市の方針

広域避難計画の策定等に係る方針は、下記のとおり。

1. 広域避難計画の策定方針

全住民の広域避難実施を想定	東海第二発電所の事故の状態や気象条件などにより原子力災害の規模や放射性物質の拡散方位等に不確実性があることを踏まえ、最終的に市内全域の住民が広域避難を行うことを想定する。
地区単位の避難先の設定	地域コミュニティの維持を目的に、地区単位で避難先を設定する。これは、避難実施時の避難者に対する避難誘導及び支援並びに避難後の円滑な支援に資するためである。
避難のルールの設定	「どこの地区が」、「どこに集合し（バスによる集団避難の一時集合場所）」、「どの道路を通して（避難経路 ⁹)」、「どこに避難するか（避難先市町村と目的地）」を地区単位で定める。
様々な防護措置を考慮	広域避難は最終的な防護措置と考え、住民の安全を確保しつつ、住民の無用な被ばくを防止する観点から、屋内退避や飲食物の摂取制限など様々な防護措置を実施する。
諸条件に応じた確実な避難方法の確立	本計画に定める避難の方法等は、平日の昼間、穏やかな気象条件を想定した設定であるが、避難開始の時間、気象状況、他の災害の発生状況等、様々な条件に応じた確実な避難方法を確立する。

2. 防護措置の早期実施及び段階的避難

防護措置の早期実施	放射性物質の大量放出までに時間的な余裕がある段階から、住民の避難準備に必要な時間を確保するため、避難準備情報などを早期かつ適切に発出する。
段階的避難	避難については、その円滑な実現のため、PAZ内の住民を先行させる。その後、UPZ内の住民は、国の指示により地区ごとに段階的に避難を行う。

⁹ 【避難経路】避難車両による渋滞や混乱の緩和を目的とし、警察等が適切な交通規制・誘導を行うことを可能とするため、各地区から避難先までの避難経路を設定する。

3. 要配慮者¹⁰等対応

要配慮者の対応は、市として最優先に取り組む事項とし、個別避難計画¹¹に基づく避難行動要支援者に対する避難の際の支援を行うとともに、避難先においては避難先市町村の協力の下、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

4. 広域避難に係る体制整備

広域避難に係る体制	<p>東海第二発電所で事故が発生し、原子力災害に至る可能性が生じた場合に備え、全住民が円滑に避難を実施するため、国、県、避難先市町村及び原子力防災関係機関と緊密な連携がとれる体制を構築する。</p> <p>また、市としては、警戒事態において、災害警戒体制本部を設置する。さらに、避難行動要支援者の避難が開始される施設敷地緊急事態においては、災害対策本部に移行し、全面緊急事態に向けた体制をとる。</p>
避難誘導・交通規制体制の確立	<p>市は、PAZの住民が避難開始となる全面緊急事態において、県、茨城県警察本部及び道路管理者等に対し、避難誘導及び交通規制の実施を依頼し、県、茨城県警察本部及び道路管理者等は、実施の協力を行う。</p> <p>実施に当たっては、住民の避難行動を予測し、あらかじめ実施箇所を想定するほか、避難指示の発令後においては、道路の混雑状況に応じ、追加の実施を行う。</p>

¹⁰ 【要配慮者】高齢者、難病患者、障害者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人など災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすい者。

¹¹ 【個別避難計画】高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画。

第2節 地区別避難先等

地区別の避難先市町村の一覧は、下記のとおり。

地区別避難先市町村一覧

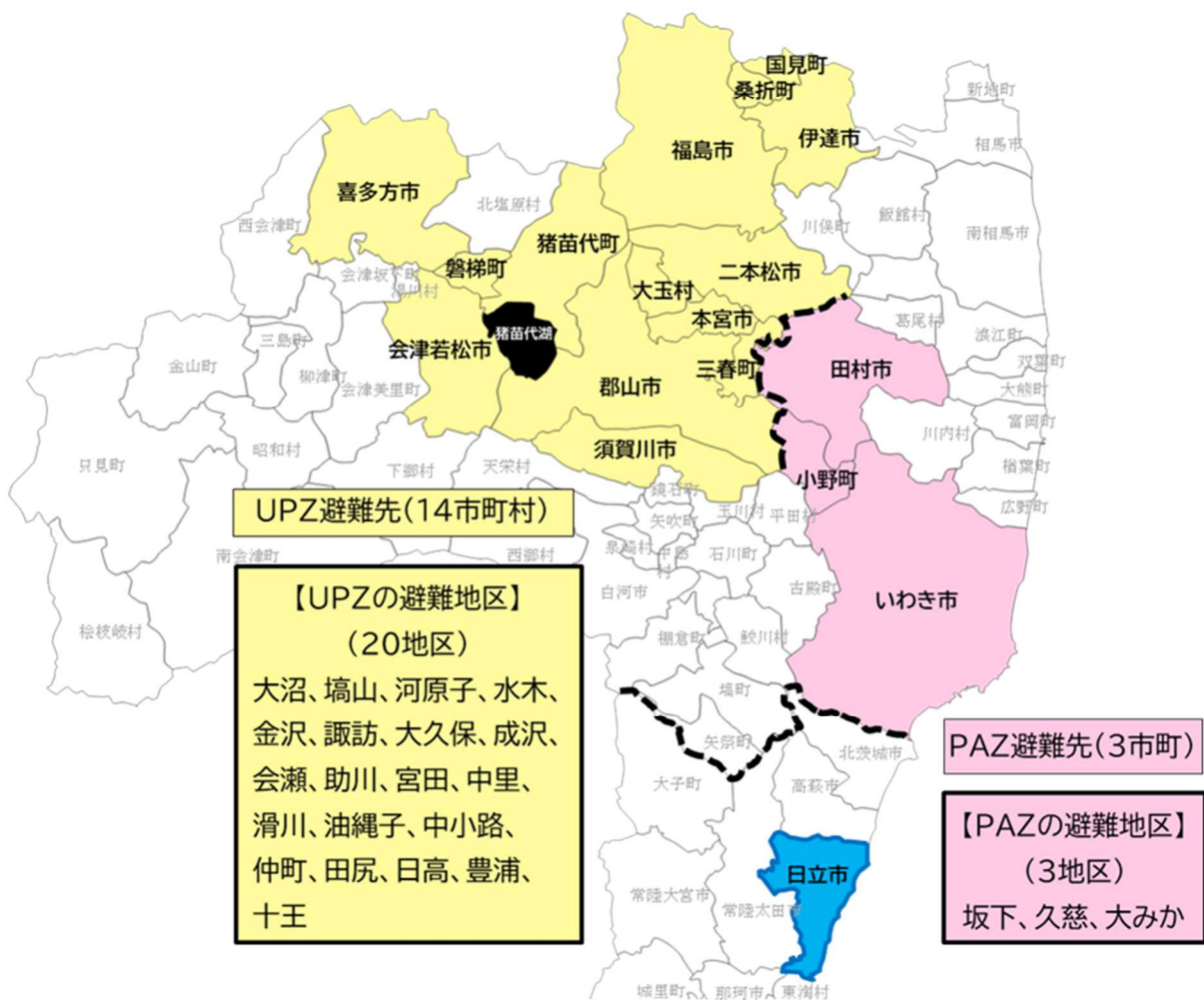
区域	地区	避難先市町村
PAZ	坂下	いわき市
	久慈	いわき市 (小野町)
	大みか	田村市

区域	地区	避難先市町村
UPZ	大沼	須賀川市
	塙山	本宮市
	河原子	三春町 (郡山市)
	水木	郡山市 (大玉村)
	金沢	
	諏訪	
	大久保	
	成沢	
	会瀬	
	助川	

区域	地区	避難先市町村
UPZ	宮田	喜多方市 (磐梯町)
	中里	会津若松市 (猪苗代町)
	滑川	
	油縄子	福島市 (桑折町)
	中小路	
	仲町	
	田尻	
	日高	伊達市 (国見町)
	豊浦	
十王		

- 避難先市町村欄において、() 内で示す市町村は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先

参考：日立市及び避難先市町村等位置図



第3節 広域避難のルール

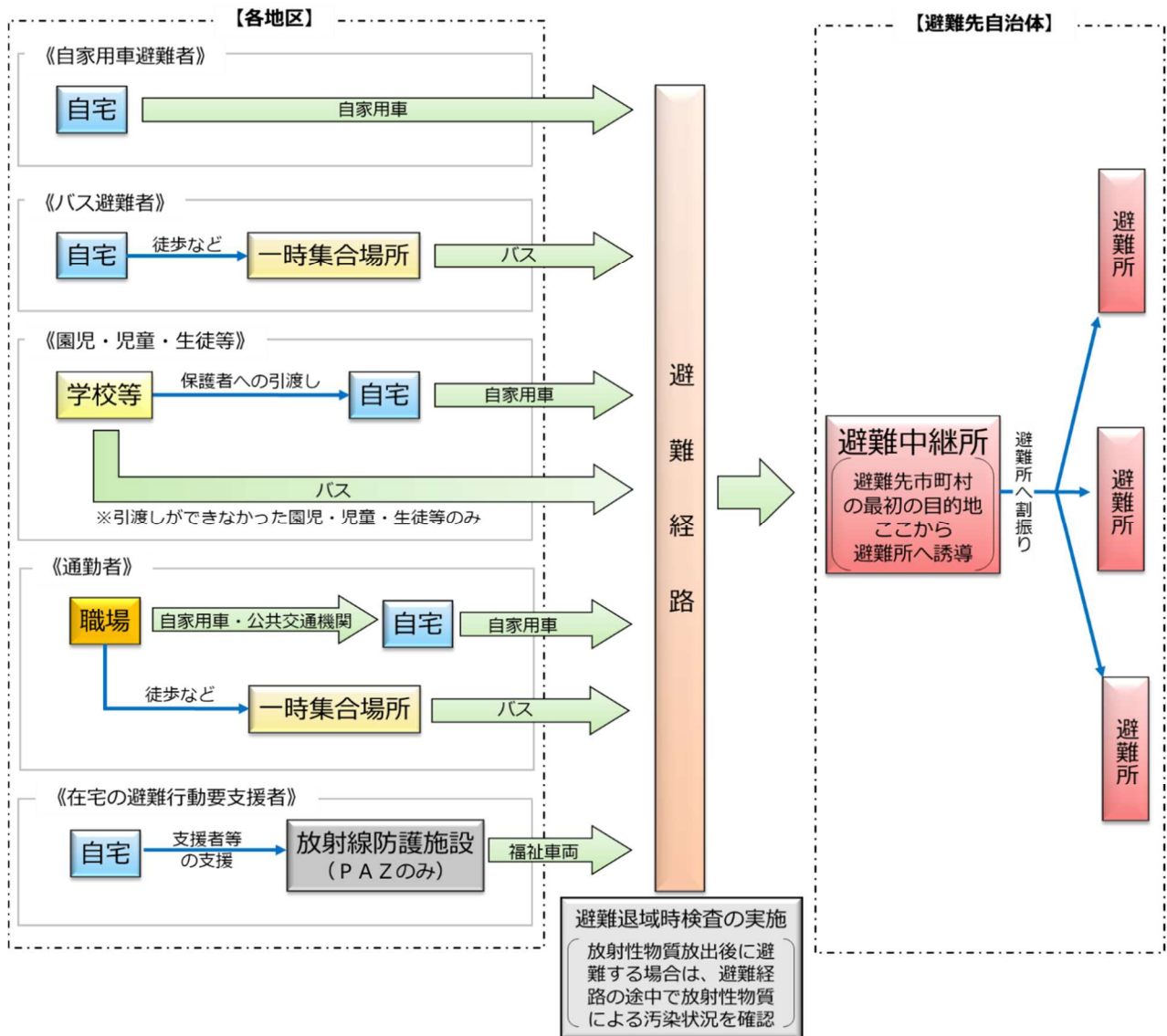
広域避難については、自家用車による避難を原則とする。なお、渋滞を避けるため乗合せを原則とする。

自家用車による避難が困難な住民は、一時集合場所から県が手配するバス等の乗合せにより避難する。

自家用車避難、バス避難ともに、避難経路を通して避難先市町村の「避難中継所¹²」へ避難した後、具体的な避難所の指定を受ける。

広域避難の際には、国からの指示により、安定ヨウ素剤を服用するほか、放射性物質の放出後に避難する場合には、各避難経路の途中で「避難退域時検査」を受け、設定値を超過する放射性物質の付着が認められた場合は、「簡易除染」を行った後に、検査済証の交付を受ける。

広域避難の原則



¹² 【避難中継所】多くの住民が自家用車利用を原則とする広域避難を実施することを前提とし、多くの駐車スペースを持ち、避難先に不慣れな住民にとっても比較的わかりやすい大規模な施設を「避難中継所」として設定する。

第4節 PAZ及びUPZにおける避難方法

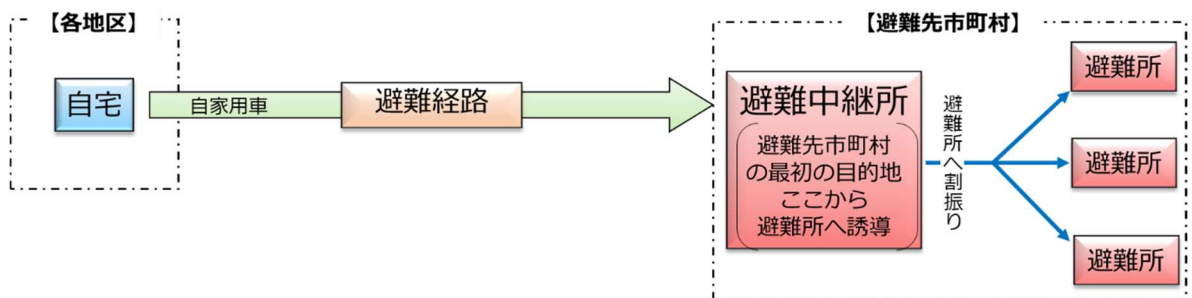
1. PAZにおける避難方法

放射性物質の放出前において、予防的な広域避難の開始を国が判断し、市に指示を行う。

(1) 一般市民、学校等の広域避難

ア 自家用車による広域避難（自ら避難が可能な方）

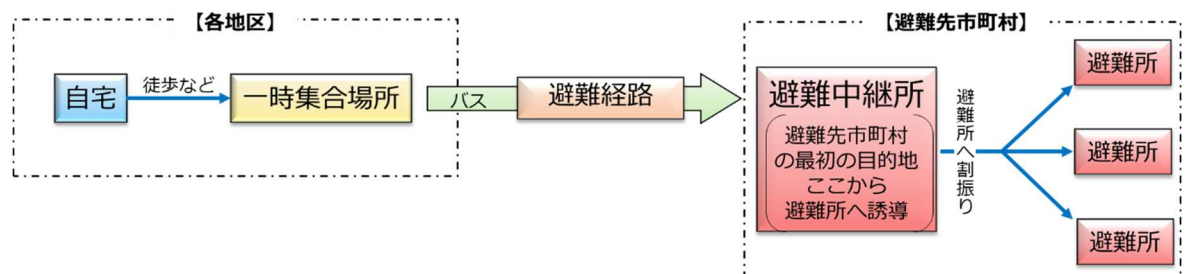
自家用車による避難が可能な方は、避難経路を通して、避難先市町村の最初の目的地となる避難中継所に向かう。



イ バス等による集団での広域避難（自家用車での避難が難しい一般市民）

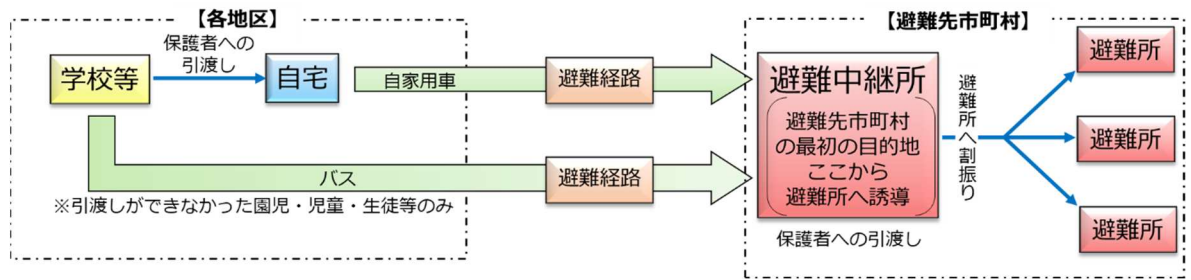
(ア) 自家用車による避難が難しいが、バス等による集団避難が可能な方は、地区ごとに定められた一時集合場所に徒歩等で参集する。

(イ) 県が確保したバス等により、避難経路を通して避難先市町村の避難中継所へ向かう。



ウ 学校等の広域避難

緊急事態区分	対応
警戒事態	授業を中断し、校舎内への屋内退避及び保護者への引渡しを開始する。
施設敷地緊急事態	保護者への引渡しを継続する。
全面緊急事態	保護者への引渡しを中止し、保護者引渡し未了の児童等及び教職員は、学校等に手配されたバスにより、地区ごとに割り当てられた避難中継所へ向かう。 なお、バスで避難した児童等は、避難中継所において保護者への引渡しを行い、家族単位で避難所の指定を受ける。



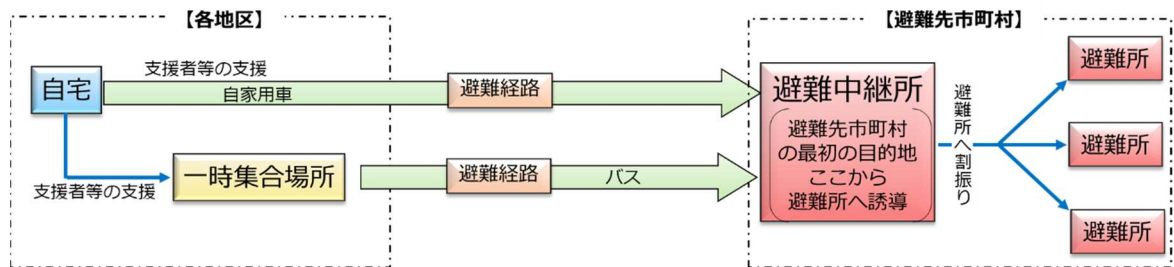
(2) 要配慮者等の広域避難

ア 在宅の避難行動要支援者の広域避難

(7) 避難方法

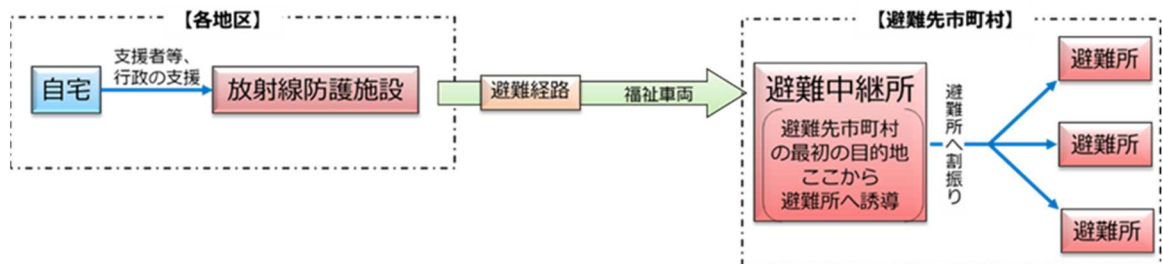
a 支援者の支援により自家用車、バス避難が可能な避難行動要支援者

家族等支援者の支援の下、自家用車、バス避難が可能な避難行動要支援者は、前述「(1) 一般市民、学校等の広域避難」に定める方法により、自家用車又はバス等によって避難中継所へ向かう。



b 支援者の支援による広域避難が難しい方等

避難の実施に通常以上の時間を要する方や支援者の支援による広域避難が難しい方は、市に支援要請を行い、近傍の放射線防護施設へ移動し屋内退避を実施する。その後、安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を行う。



イ 社会福祉施設入所者・病院入院患者の広域避難

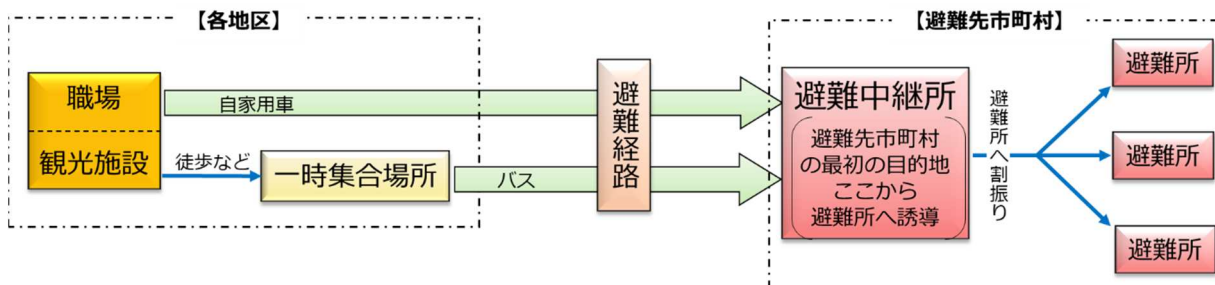
各社会福祉施設・病院にて定められた避難計画に基づき避難先（東海第二発電所から30km圏外にある協定締結施設）へ直接避難を行う。



(3) 通勤者、観光客等一時滞在者の広域避難

通勤者、観光客等一時滞在者は、警戒事態の段階で帰宅を開始する。

全面緊急事態の段階においても、帰宅が完了していない方は、地区住民と同様の方法で避難する。



2. UPZにおける避難方法

全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前は、UPZ全域において、まず屋内退避を行う。

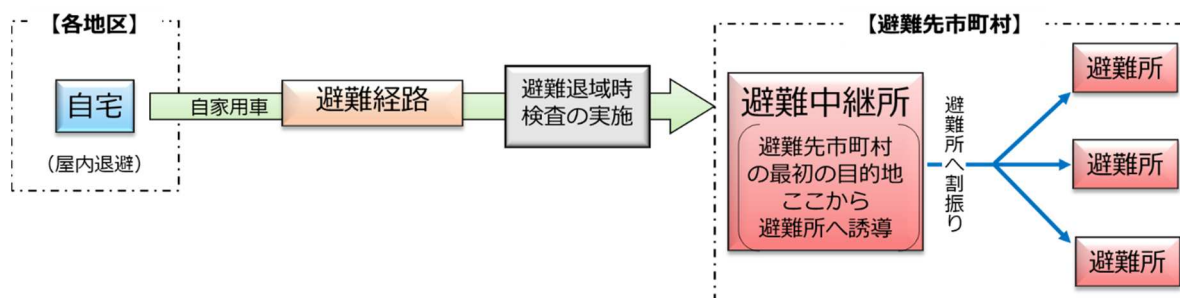
放射性物質の放出後は、一定以上の空間放射線量率が観測された地区に対して、避難等（避難又は一時移転）の開始を国が判断し、市に指示を行う。

(1) 一般市民、学校等の広域避難

ア 自家用車による広域避難（自ら避難が可能な方）

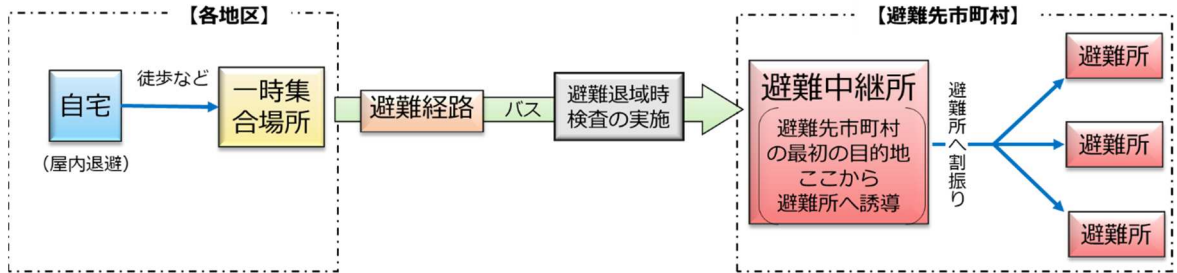
(ア) 自家用車による避難等が可能な方は、地区ごとに定められた避難経路を通して、避難先市町村の最初の目的地となる避難中継所に向かう。

(イ) 放射性物質の放出後においては、東海第二発電所からおおむね 30km 圏内外の避難経路付近に設置された避難退域時検査場所で放射性物質の付着状況の検査を受け、検査済証の交付を受ける。



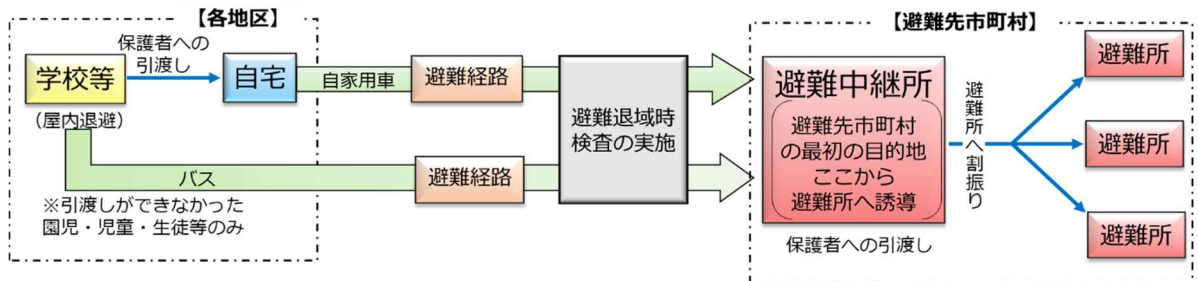
イ バス等による集団での広域避難（自家用車での避難が難しい一般市民）

- (ア) 自家用車による避難が難しいが、バス等による集団避難が可能な方は、地区ごとに定められた一時集合場所に徒歩等によって参集する。
- (イ) 県が確保したバス等により、避難経路を通過して避難先市町村の避難中継所へ向かう。
- (ウ) 放射性物質の放出後においては、避難経路付近に設置された避難退域時検査場所で放射性物質の付着状況の検査を受け、検査済証の交付を受ける。



ウ 学校等の広域避難

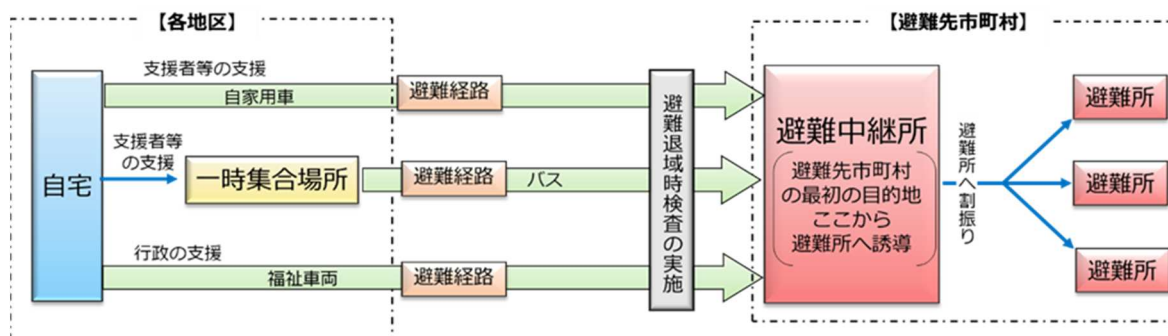
緊急事態区分	対応
警戒事態～ 施設敷地緊急事態	授業等を中断し、校舎内への屋内退避及び保護者への引渡しを開始する。
全面緊急事態 (放射性物質の放出前)	各学校等において屋内退避を継続するとともに、基本的に保護者への引渡しは中止する。
(放射性物質の放出後)	放射性物質の放出等により、学校等がある地区内の放射線量が上昇するなど、避難等を実施する必要がある場合、保護者引渡し未了の児童等及び教職員は、学校等に手配されたバスにより、地区ごとに割り当てられた避難中継所へ向かう。 また、避難経路付近に設置された避難退域時検査場所で放射性物質の付着状況の検査を受け、検査済証の交付を受ける。



(2) 要配慮者等の広域避難

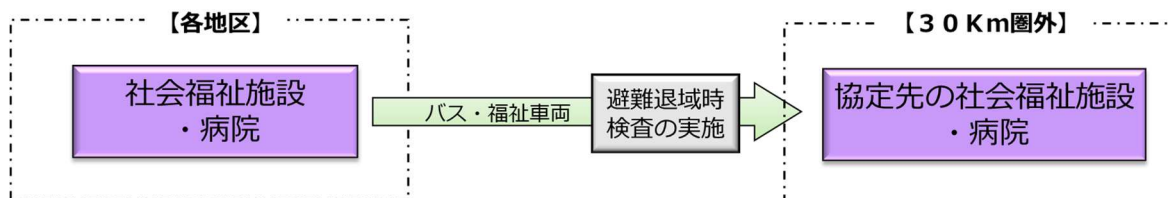
ア 在宅の要配慮者の広域避難

- (ア) 在宅の避難行動要支援者のうち、家族等支援者の支援の下、自家用車、バス避難が可能な方は、前述「(1) 一般市民、学校等の広域避難」に定められた方法により、自家用車又はバス等によって避難中継所へ向かう。
- (イ) 移動に車両が必要となる方は、市に支援要請を行い、自宅で屋内退避を続けて公用車や福祉車両等の到着を待ち、当該車両により避難等を行う。
- (ウ) 放射性物質の放出後においては、避難経路付近に設置された避難退域時検査場所で検査を受け、検査済証の交付を受ける。



イ 社会福祉施設入所者・病院入院患者の広域避難

- (ア) 各社会福祉施設・病院において定められた避難計画に基づき避難先（東海第二発電所から30km圏外にある協定締結施設）へ直接避難を行う。
- (イ) 放射性物質の放出後においては、避難経路付近に設置された避難退域時検査場所で検査を受け、検査済証の交付を受ける。



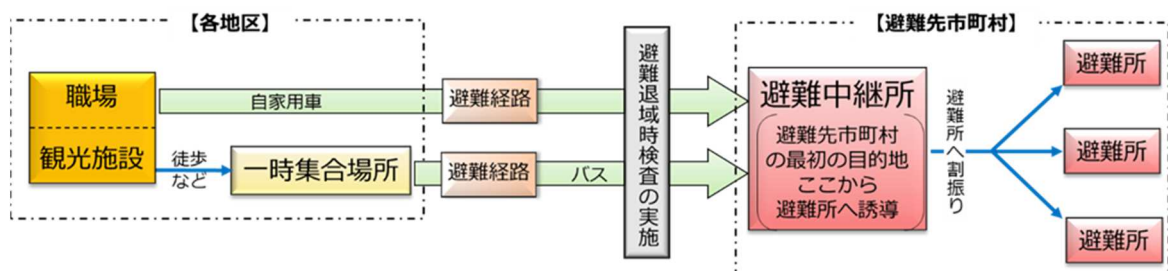
(3) 通勤者、観光客等一時滞在者の広域避難

通勤者、観光客等一時滞在者は、警戒事態の段階で帰宅を開始する。

全面緊急事態となり、帰宅が完了していない方は、屋内退避を実施する。

その後、避難等の指示があった場合には、地区住民と同様の方法で避難等を行う。

避難等は、放射性物質の放出後となるため、避難経路付近に設置された避難退域時検査場所で放射性物質の付着状況の検査を受け、検査済証の交付を受ける。



第5節 避難経路

1. 避難先市町村までの避難経路

広域避難の最初の目的地となる避難中継所までの避難経路は、県計画において定められているとおり、高速自動車国道を主たる経路とする。

2. 広域避難を円滑に進めるための取組

(1) 道路情報の提供

渋滞発生抑制のため、避難指示の発令に合わせ、茨城県警察本部等に交通規制及び避難誘導の実施を依頼するとともに、住民等に対して、避難経路等における道路情報の提供を行う。

(2) 複数の避難経路の設定

避難車両の集中による渋滞の軽減及び地震被災による道路損壊の回避のため、各地区につき複数の避難経路を定める。

3. 被災した道路情報等の提供

被災により通行不能となった道路等の情報について、国、県等と情報共有を行い、住民に対し迅速かつ正確な提供を行う。

なお、被災により、地区ごとにあらかじめ指定した複数の避難経路が通行できなくなった場合は、避難先方面に向かう通行可能な道路を使用し、指定された避難先市町村の避難中継所を目指すものとするが、放射性物質の放出後の避難に際しては、住民に対し、避難退域時検査の実施場所を経由して、必ず検査を受けなければならないことを広報し、周知する。

第6節 地区別の一時集合場所及び避難中継所

地区別の一時集合場所、避難先市町村及び避難中継所は、下記のとおり。

1. P A Z地区別の一時集合場所及び避難中継所

地区	一時集合場所	避難先市町村	避難中継所
坂下	坂本小学校 久慈川日立南交流センター	いわき市	中央台公民館
久慈	久慈小学校	いわき市 (小野町)	平体育館 (小野町民体育館)
大みか	大みか小学校	田村市	田村市総合体育館

2. U P Z地区別の一時集合場所及び避難中継所

地区	一時集合場所	避難先市町村	避難中継所
大沼	大沼小学校	須賀川市	円谷幸吉メモリアルアリーナ
塙山	塙山小学校	本宮市	本宮市総合体育館
河原子	河原子小学校	三春町 (郡山市)	三春町町民体育館 (郡山市カルチャーパーク)
水木	水木小学校	郡山市 (大玉村)	郡山市カルチャーパーク (大玉村農村環境改善センター)
金沢	金沢小学校		
諏訪	諏訪小学校		
大久保	大久保小学校		
成沢	成沢小学校		
会瀬	会瀬小学校		
助川	助川小学校	二本松市	福島県男女共生センター
宮田	宮田小学校	喜多方市 (磐梯町)	押切川公園体育館 (磐梯町町民体育館)
中里	中里小中学校		
滑川	滑川小学校	会津若松市 (猪苗代町)	会津学鳳高校 (道の駅猪苗代)
油縄子	油縄子小学校		
中小路	中小路小学校	福島市 (桑折町)	あづま総合運動公園 (桑折町町民体育館)
仲町	仲町小学校		
田尻	田尻小学校		
日高	日高小学校		
豊浦	豊浦小学校		
十王	楡形小学校 山部小学校	伊達市 (国見町)	伊達市ふるさと会館 (道の駅国見あつかしの郷)

・避難先市町村欄及び避難中継所欄において、() 内で示す市町村等は、上段の市町村で避難所が定員となった場合の避難先市町村及び避難中継所

第7節 安定ヨウ素剤の配布及び服用

安定ヨウ素剤は、適切なタイミングで服用することにより、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを低減することができる。

P A Z内では、安定ヨウ素剤を住民に事前配布することとされており、避難開始の際に、服用の指示に基づき速やかに服用する。

U P Z内では、全面緊急事態に至り、屋内退避の実施後、放射性物質の放出があり、放射線モニタリングの結果、基準を超える空間放射線量率が計測された場合に、一時移転や避難といった防護措置を実施する地区において緊急配布を行い、服用の指示に基づき服用する。

(1) P A Zにおける対応

事前配布	指定薬局（随時配布）及び事前配布会（日時指定配布）において配布する。 P A Z内に所在する学校等に備蓄する。
緊急時の配布	避難開始に当たり、事前配布における未受領者及び紛失者には、地区内に開設する一時集合場所において緊急配布を行う。 配布の開始は、基本的には避難行動要支援者の避難が開始となる施設敷地緊急事態時点とする。
服用	全面緊急事態に至った時点で、国若しくは県又は市の指示に基づき、安定ヨウ素剤を服用する。

(2) U P Zにおける対応

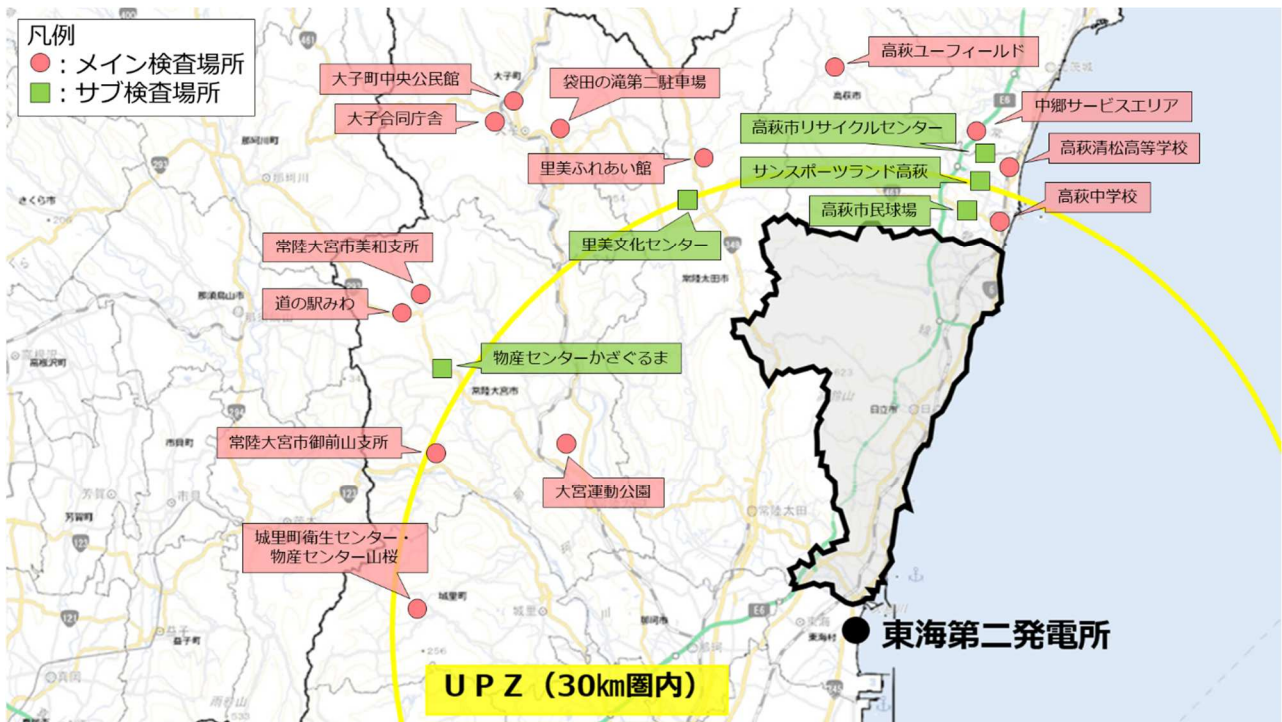
緊急時の配布	配布場所は地区内に開設する一時集合場所とする。 全面緊急事態に進展後、避難等の実施地区において、配布を行う。
服用	原子力発電所の状況や、放射性物質の放出による環境の放射線量の上昇等に応じて、国若しくは県又は市の指示の下、安定ヨウ素剤を服用する。

第8節 避難退域時検査及び簡易除染

原子力発電所から放射性物質が放出された後に広域避難の指示が出された場合、県が設置した検査場所において、住民等の放射性物質の付着状況を確認する避難退域時検査を、県が実施し、設定値を超えた場合は、簡易除染を実施する。

避難退域時検査	<p>まず車両を対象として実施し、設定値（ベータ線 40,000cpm）を超過した場合は、「簡易除染」を実施する。</p> <p>車両の測定値が設定値を超過した場合は、更に乗員、携行物品の順で検査を進め、それぞれ設定値を超過した場合は、簡易除染を実施する。</p>
簡易除染	<p>車両の簡易除染は、原則として濡らしたウエス等を用い、付着している放射性物質を拭き取る。</p> <p>また、乗員の簡易除染は、まず脱衣を行い、脱衣後も設定値を超える箇所について、ウェットティッシュ等を用いて拭き取る。</p>

避難退域時検査場所候補地（抜粋）位置図



第9節 避難所の開設と運営等

1. 避難中継所及び避難所の開設と運営等

東海第二発電所において事故が発生し、原子力災害への進展が想定される場合、早期から避難先市町村との密な連絡調整を開始し、避難者の現地到着までに避難者の受入体制を整えるよう避難先市町村と調整する。

避難先市町村との連絡、調整	東海第二発電所において事故が発生した場合、市は、東海第二発電所での事故及び災害の状況、避難準備、広域避難に関する情報を避難先市町村に連絡する。 また、市は、緊急事態区分が警戒事態へ移行した場合、市民の受入れに関して、避難先市町村との連絡調整を開始し、避難者の到着までに受入体制を整えるよう要請を行う。
避難中継所の開設及び運営要員	市は、避難開始当初においては、住民の送り出しに全力を挙げる。避難中継所及び避難所の開設や初期の避難者の受入業務については、避難先市町村が行う。 その後、市は、できるだけ早期に職員を避難先市町村に派遣し、避難先市町村から避難所運営業務等の移管を完了させるものとする。
避難所の指定及び避難中継所から避難所への移動	避難中継所に到着した市民は、受付完了後、避難中継所運営要員から開設済み避難所の指定を受け、移動する。
避難者名簿の作成	避難所において、避難者名簿をまとめ、所管の避難中継所に集約するとともに、避難中継所は、その情報を避難中継所内に設置する避難先現地本部と共有する。
避難所の運営	避難所等の運営に当たって、生活に必要な情報及び食事の提供、体調確認等に留意するとともに、避難先現地本部を相談窓口とする等、効率的な対応に努める。 また、避難者自身による早期の自主運営体制を確立するほか、本市及び現地の社会福祉協議会等の連携によるボランティアの協力を得て行う。

2. 避難所における要配慮者の支援

要配慮者については家族が中心となり支援を行う。

また、市は、要配慮者に対応する支援要員に不足が生じ又はそのおそれがある場合は、国、県、関係機関等に要請し、医療、保健、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。

なお、市は、避難所の設備面等で配慮が必要な要配慮者については、避難先市町村と連携・協力して福祉避難所を開設し、案内する。

第 10 節 避難先現地本部及び行政機能の移転

1. 避難先現地本部

広域避難の開始後、市は、避難者の支援及び情報集約の拠点として、各避難先市町村の避難中継所内に避難先現地本部を設置する。

避難先現地本部の設置	市は、緊急事態区分が施設敷地緊急事態に移行し、災害対策本部が設置された場合、避難対象となる避難先市町村の避難中継所に連絡要員としての職員を直ちに派遣し、避難先現地本部を設置する。
避難先現地本部の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・各避難所で作成する避難者名簿による避難者の情報集約 ・避難者からの相談対応 ・災害対策本部及び他地区避難先現地本部との情報共有、支援協力 ・所管する各避難所における避難物資の需要状況の把握及び手配、避難所間での過不足の調整

2. 行政機能の移転

市は、本庁舎が避難対象区域となった場合のほか、本庁舎自体が被災するなど、行政機能の維持が困難となった場合においても、災害対策本部の機能を維持するとともに、市民に対する行政サービスを継続できるよう、あらかじめ二段階の状況を想定し、行政機能を移転する施設を選定しておくものとする。

施設名	住所	移転する状況
茨城県県北生涯学習センター (想定)	日立市十王町 友部 2581	本庁舎を含む地区が広域避難の対象となり、十王地区が避難対象外の場合
避難先市町村（福島県内 17 市町村）内にある施設で調整中	—	日立市全域が広域避難の対象となった場合

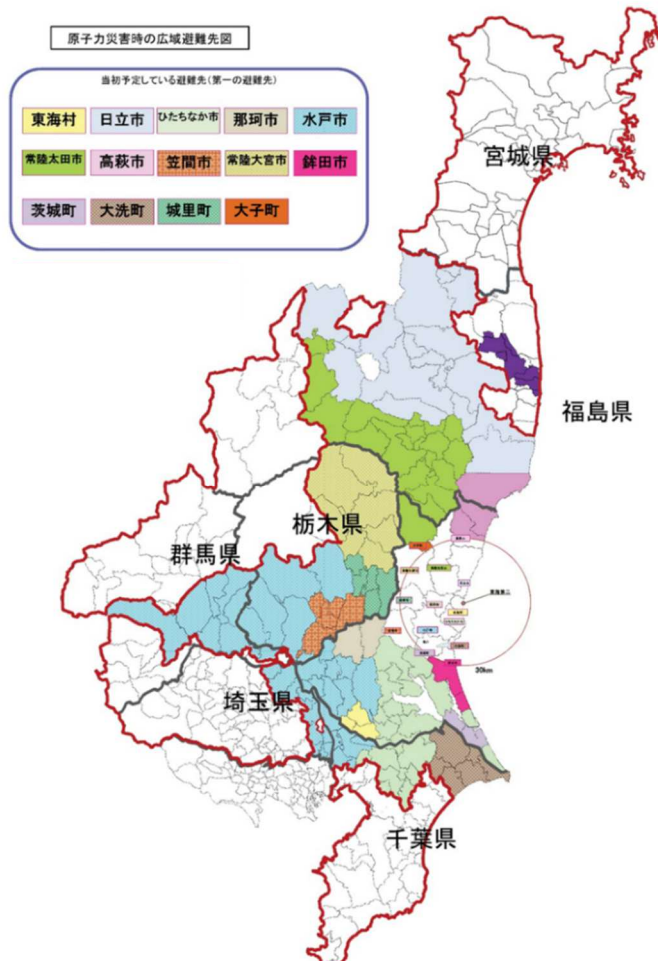
第 11 節 複合災害への対応

東海第二発電所における原子力災害に加え、同時に他の災害が発生する「複合災害」を想定し、実施しなければならない事項や優先しなければならない事項について、あらかじめ定めておくことは重要である。

そのため、下記のとおり基本的な方針を定める。

<p>人命最優先の対応</p>	<p>複合災害が発生した直後は、原子力災害に関する情報に注意しながらも、瞬時に市民の命を奪うこともある地震や津波への対応を優先することとし、市民一人一人が適切に身を守ることができるよう人命を最優先とした対応を行う。</p> <p>広域避難が必要となった場合にも、余震や津波等が想定される地域は、無理に広域避難を実施せず、安全な一時集合場所や自宅等で屋内退避を継続させる。</p>
<p>指定避難先が被災した場合の避難所の確保</p>	<p>原子力災害が発生又は発生するおそれがある事態となった場合、県と協力し、避難先市町村の被災状況及び避難者の受入れの可否について早急を確認を行うものとする。</p> <p>また、確認の結果、避難先地域が被災し、避難の受入れが困難となった場合は、県と連携して第二の避難先を確保するものとする。</p> <p>なお、第二の避難先については、県において下図のとおり、既に確保されているが、災害の規模、被災の状況等不確定な要素を考慮し、事前に避難先市町村の割り当ては行わず、柔軟に受入れを要請することとなっている。</p>

【第二の避難先位置図】



福島県の指定避難先が被災するなど、避難が困難になった際の第二の避難先候補地(図赤枠内)で、県では弾力的に対応ができるよう、事前に避難元市町村の割り当ては行わない。

第4章 情報の収集、提供及び伝達

第1節 国、県、市等の主な役割

警戒事態及び施設敷地緊急事態において、国は原子力事業者からの情報を基に各事態の発生を確認し、地方公共団体に対して遅滞なく情報提供を行うとともに、各事態に応じた防護措置又はその準備を要請する。

事故事象が進展し、全面緊急事態に至った場合には、国は原子力災害対策本部を設置した後、緊急事態宣言を発し、該当する地区の住民の避難又は屋内退避等を指示する。

この指示は、国から県及び市町村に伝達され、それを受けた地方公共団体は、自らが管理する各種広報媒体を通し、住民に対して速やかに情報の伝達を行う。

第2節 情報の収集

1. 伝達すべき情報の収集

市は、市民の安全に直結する防護措置の適時・的確な開始に資するとともに、事故に対する不安を軽減し、パニック行動の抑制につなげるため、正確な情報の収集に努める。

また、一時集合場所における混雑等の状況や避難バスの手配・到着に関する状況、避難経路上の渋滞状況等、円滑で速やかな避難の完了に必要な情報について、収集を行う。

2. 通信手段の確保

市は、原子力災害時の情報収集手段の確保に万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において、専用通信回線、災害時優先電話、衛星電話、TV会議システム等、複数の通信手段を確保する。

第3節 住民への情報の提供及び伝達

1. 迅速かつ確実な情報伝達

市は、原子力発電所からの事故等に関する情報や国からの避難指示など、住民に伝達すべき情報を関係機関から、あらゆる手段を活用して収集し、迅速かつ確実に伝達する。

情報の伝達に当たっては、防災行政無線や緊急速報メール等のほか、複数の情報伝達手段を適切に組み合わせて実施する。

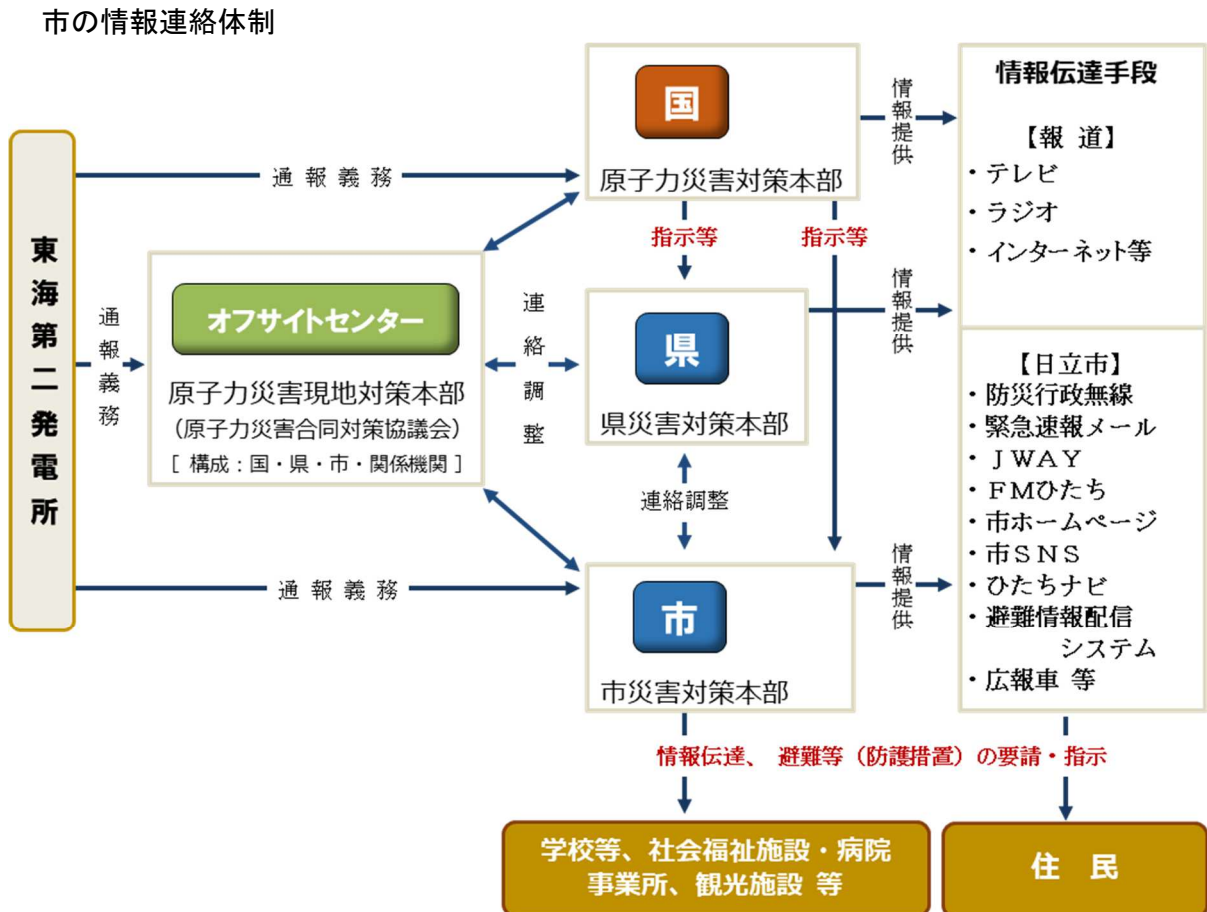
2. 定期的で多様な情報提供

市は、情報の空白期間が生じることによる混乱や流言飛語の発生を防止するため、特段の状況変化が無くとも、繰り返し定期的に情報提供を行い、住民への正確な情報の浸透を図る。

また、提供する情報は、避難指示等の内容や事故の状況等の基本的な情報に加え、各種防護措置を実施するに当たっての留意点等、住民の適切な行動に繋げるものとする。

3. 原子力災害広報班の設置

警戒事態の段階から、庁内の情報共有及び住民への情報提供の窓口として、原子力施設における事故の状況及び国、県、関係機関からの連絡・指示事項、また、本市の各部における対応の進捗状況等、事故事象の進展に伴う広範囲の情報を集約し、発信を行う原子力災害広報班を設置する。



第4節 住民広報に当たって留意する事項

1. 事故発生初期における注意喚起

住民に対する注意喚起を早期に達成するため、事故発生初期の広報は、防災行政無線、緊急速報(エリア)メール、市SNS、広報車など、住民が受動的に受け取ることができる情報伝達手段を特に重点的に使用し、幅広い地域で繰り返し広報を行う。

2. 住民広報のタイミング

住民の不安を抑制し、適切な防護措置の実施に資するため、事故や原子力災害の状況が変化した場合や災害体制を敷いた際など住民広報のタイミングをあらかじめ定めておく。

【住民広報のタイミング(例)】

- 原子力災害に至る可能性がある事故が発生した場合(軽微なトラブル除く)
- 事故が警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に該当すると判断された場合
- 国、県、市などが特別の体制をとった場合(災害対策本部設置等)
- 事故や災害の状況等に大きな変化があった場合
- 住民避難、屋内退避、避難準備等を指示する場合
- 放射性物質が放出された場合
- モニタリングの状況がまとまった場合

3. 住民広報すべき情報

住民広報すべき情報の内容については、以下の内容を基本として必要事項を広報する。

【住民広報すべき情報(基本的な項目)】

- 事故等が発生した原子力発電所名
- 原子力災害の状況(モニタリング結果を含む)
- 現時点における健康影響の有無
- 避難などの行動をとる必要の有無、住民がとるべき具体的な行動、対象となる地域
- 行政の対応状況
- 交通規制の状況
- 一時集合場所、避難退域時検査場所、避難中継所の名称等
- 今後の見通し(事故や原子力災害の進展予測等)
- その他必要な事項(複合災害発生時の場合は被害状況等)
- 次の広報を行う時間 など

第5章 今後の対応

第1節 計画の修正及び見直し

本計画は、現時点における基本的な考え方及び実現可能な対策をまとめたものであり、今後、国の関係法令、防災基本計画及び指針並びに県地域防災計画及び県計画の改定を始め、避難先市町村や関係機関等との協議、本市における各種対策の検討・検証を踏まえ、随時、修正や見直しを行うものとする。

第2節 計画の周知・住民への啓発

市は、避難等の防護措置が必要となる原子力事故の発生時において、住民が冷静かつ合理的な行動を取り、リスクの最小化が図れるよう、住民に対して、あらかじめ広域避難のルール、避難先及び避難経路等、本計画の内容について、十分に周知することが必要である。

そのため、本計画に基づく、説明会や訓練等を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。

第3節 原子力防災体制を強化するための訓練の実施

市は、市民による各種避難等の防護措置の定着が図られ、円滑かつ確実に実施可能となるよう、本計画等に基づく訓練を継続的に実施する。

訓練の実施に当たっては、国、県及び関係機関と協力連携して取り組み、関係機関における実施手順等の習得及び習熟度の向上を図る。

なお、訓練の成果については、市、県及び避難先市町、防災関係機関等で共有の上、本計画の修正、見直し等、原子力防災体制の強化に反映していくものとする。